

## (株)全国温泉旅館同盟について（会員資格喪失）

社団法人全国旅行業協会

平成 20 年 5 月 29 日、社団法人全国旅行業協会は、東京都知事登録第 2 - 80 号株式会社全国温泉旅館同盟（代表取締役駒澤孝光）に対する弁済認証に対して、弁済限度額の 1,100 万円を還付いたしました。

平成 20 年 5 月 30 日、当協会は旅行業法に基づき、(株)全国温泉旅館同盟に対して、還付充当金（1,100 万円）の納付請求をいたしました。納付期限である平成 20 年 6 月 9 日までに還付充当金の納付が実施されませんでした。

従って、(株)全国温泉旅館同盟は、旅行業法 22 条の 11 の規定により、平成 20 年 6 月 10 日付けで当協会の会員の地位を喪失いたしました。

（参考） 弁済業務規約（抜粋）

（認証の申出があったことのお知らせ・公告）

**第 11 条** 弁済業務副管理役は、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出（当該認証対象保証社員について、以前に弁済業務保証金の還付が行われ、還付充当金が納付された場合にあっては、当該納付があった後最初の認証申出。次項において同じ。）があったときは、次の事項を当該認証対象保証社員に通知するものとする。

（イ） 当該認証保証社員に認証の申出があった旨

（ロ） 弁済業務保証金の還付があったときは、法第 22 条の 11 第 2 項及び第 3 項の規定により、当該認証対象保証社員は還付充当金の納付通知書を受け取った日から 7 日以内にその通知された額の還付充当金を本会に納付しなければならない旨及び還付充当金を当該期間内に納付しない場合は本会の社員の資格を喪失する旨

（ハ） 本会の保証社員でなくなったときは、法第 22 条の 15 第 3 項及び第 4 項の規定により、直ちに営業保証金を供託し、その旨を登録行政庁に届け出なければならない旨及び保証社員でなくなった日から 7 日以内にその旨を登録行政庁に届け出ない場合は、認証対象保証社員に係る旅行業の登録は効力を失う旨